

平成14年度

食料・農業・農村の動向に関する年次報告

第1部 食料・農業・農村の動向（案）

（第5回食料・農業・農村政策審議会用参考資料）

平成15年3月

農 林 水 産 省

本資料は、「平成14年度食料・農業・農村の動向に関する年次報告」
(第1部 食料・農業・農村の動向)の案であり、今後、各省協議等
を経て、閣議決定の上、国会に提出されるものである。

目 次

はじめに	3
------	---

トピックス	5
-------	---

第Ⅰ章 食料の安定供給システムの構築

第1節 「食」の安全と安心の確保

(1) 食品安全行政の改革	18
(2) 「食」の情報提供と安全・安心の確保に向けた取組み	21
(3) 無登録農薬問題への対応	28
(4) 食品表示等の信頼性の回復	29

第2節 食料消費をめぐる動き

(1) 最近の食料消費の動向	34
(2) 我が国の食生活の現状	36
(3) 食育の推進	43
(4) 食料産業の動向	47

第3節 世界の農産物需給と食料自給率

(1) 穀物等の国際需給動向と我が国の国際協力の取組み	58
(2) 我が国の農産物貿易の動向	63
(3) 食料自給率の動向	68

第4節 諸外国の農業政策とWTO等をめぐる動き

(1) 諸外国の農政をめぐる動き	72
(2) WTO農業交渉の動向	75
(3) 各国との経済連携強化等への取組み	82

第Ⅱ章 構造改革を通じた農業の持続的な発展

第1節 農業経済の動向

(1) 農業総産出額の推移	84
(2) 最近の農業生産の動向	84
(3) 農家経済の動向	91
(4) 農家・農業労働力の動向	96
ア 農家戸数及び農家人口	96
イ 新規就農者の動向	99
ウ 女性農業者の動向	102

第2節 我が国農業の生産構造の現状と構造改革の加速化

(1) 農業の構造改革の現状と課題	104
ア 農業構造の動向	104
イ 品目別の構造改革の進捗状況	110
ウ 農業の構造改革に向けた課題	112
(2) 効率的かつ安定的な農業経営の育成	115
ア 認定農業者の育成	115
イ 法人化の推進	118

ウ	育成すべき農業経営の新たな展開	120
エ	大規模経営の現状と課題	
	～効率的かつ安定的な農業経営の一例として～	123
オ	担い手の経営安定のための施策	129
(3)	農地の確保と有効利用	130
(4)	農協の現状と課題	138
第3節 米政策の改革と農産物需給の動向		
(1)	米政策の改革	142
ア	現在の米政策の問題点	142
イ	米政策の再構築にあたっての視点	143
ウ	米政策の改革方向	145
エ	米政策の改革の具体的内容	145
(2)	主な品目の需給動向等	147
ア	米	147
イ	麦、大豆	150
ウ	野菜、果実	152
エ	畜産	156
第Ⅲ章 活力ある美しい農村と循環型社会の実現		
第1節 農業の自然循環機能の維持増進		
(1)	地球環境と農業	168
(2)	農業の自然循環機能を活用した生産方式の普及・定着	170
(3)	農業の有する多面的機能の内容	174
第2節 バイオマスの持続的活用に向けた農山漁村の役割		
(1)	バイオマス利活用の意義	179
(2)	我が国のバイオマス利活用の現状	182
(3)	バイオマスの持続的活用を果たす都市からみた農山漁村の役割とその取り組み	186
第3節 活力ある農村の実現に向けた振興方策		
(1)	農村の現状	190
(2)	活力ある農村の実現に向けて	196
ア	魅力あふれる地域づくり	196
イ	農村の内発的な活性化の推進	202
ウ	農村の社会基盤の整備	211
むすび		221
用語の解説		224

第1部 食料・農業・農村の動向

はじめに

農業・農村は、限りある資源の「循環」、環境との「共生」を実現するうえで重要な役割を果たすとともに、人の「いのち」を支える食料を供給するという使命を担っている。

しかしながら、BSEの発生に端を発した行政対応への批判、加えて食品の不正表示、残留農薬・無登録農薬問題などが相次ぎ、「いのち」を支える「食」の安全と安心について、国民からかつてないほど厳しく問われている。

農林水産省においては、平成14年4月、今後の農林水産政策の抜本的な改革を進めるうえでの設計図として『「食」と「農」の再生プラン』を公表し、食の安全と安心の確保に向けた取組みをはじめとする改革の具体化に不退転の決意で取り組んでいる。「食」と「農」に携わる生産者、生産者団体、食品産業事業者等すべての者においては、消費者の信頼を回復するため不断の努力を重ねていくことが求められており、行政機関においても、これまで以上に消費者の視点を重視し、食料の安定供給の確保を図っていく必要がある。さらに、食の安全と安心は消費者の信頼のうえにのみ醸成されるものであり、消費者の支持があってこそ我が国の農業生産、食料供給が成立していることを原点に立ち返り再考する必要がある。

また、我が国経済の低迷が続き、食料消費支出の減少や農産物価格の下落がみられるなかで、農業従事者の高齢化や農家所得の減少が続いており、特に、我が国農業の基幹である稲作においては、米の消費の減少と価格の低迷が相まって農家の収入が減少し、生産調整に対する限界感・閉塞感も年々強まっている。14年においては、今後の生産調整のあり方等について幅広い国民的な議論が行われ、12月には「米政策改革大綱」が策定されたところであるが、本報告で考察しているように、現下の農業構造は何らかの改革を推し進めない限り脆弱化の一途をたどる可能性がきわめて高くなっている。このため、「米政策改革大綱」等を踏まえ、意欲ある経営体に思い切った施策の集中化・重点化を図り、農業の構造改革を一層加速化させる必要がある。

さらに、農村は、食料生産の場であるとともに、バイオマスの利活用等を通じた地球温暖化の防止や循環型社会の形成、農業の有する多面的機能の発揮等に大きな役割を果たしている。我が国経済の新たな活力を生み出すためにも、これらの農村のもつ役割を積極的に評価し、関係者が一体となった内発的な取組みを推進していく必要がある。

本報告は、主に以上のような認識のもとで、「食料の安定供給システムの構築」、「構造改革を通じた農業の持続的な発展」、「活力ある美しい農村と循環型社会の実現」の3章により編成し、14年度の動向を中心とした分析・検討により現下の課題を浮き彫りにすることに努めた。また、14年度における特徴的な出来事を簡潔に紹介する「トピックス」を新たに設け、要点を絞った記述に努める一方、「平成15年度において講じようとする食料・農業・農村施策」の内容の充実を図っている。

これらを通じ、食料・農業・農村の現状や施策の展開方向等について国民的な理解が深まることを期待するものである。

トピックス

- 食品の安全性確保とリスク分析
- デフレと食料消費等の関係
- 米政策改革大綱～改革の理念と特徴～
- イネゲノムの解読
- バイオマス・ニッポン総合戦略
- 「水と食と農」大臣会議の開催
- WTO農業モダリティ（検討中）

○ 食品の安全性確保とリスク分析

食品のリスクとは、食品中に危害が存在する結果として生じる健康への悪影響の起こる確率と程度の大きさのことです。今日の多様化する「食」の安全性をめぐる諸問題に適切に対処し、国民の健康保護を確保していくためには、食品に「絶対安全」はあり得ないということを前提にして食品のリスクに着目し、国民の意見の反映に配慮しつつ科学的知見に基づいて健康への悪影響を防止・抑制していくことが必要です。こうした考え方は「リスク分析」と呼ばれる手法を用いて実践されます。

リスク分析とは、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションという3つの独立かつ統合した要素からなる手法であり、食品の安全に関係する分野以外にも金融、環境等の様々な分野で取り入れられている考え方です。

リスク分析の概要については、国民が危害（ハザード^{*1}）にさらされる可能性がある場合、それらを摂取することでどのような影響が、どの程度の確率で起きるか科学的見地から評価（リスク評価）をし、そのリスクについて許容し得る水準以下にするために取るべき政策の選択肢を慎重に考慮（リスク管理）していきます。そして、これらの全過程において、消費者、生産者、行政及び学界等関係者との間で、情報や意見を相互に交換（リスクコミュニケーション）するというものです。

リスク評価の実施にあたっては、まず、ある健康障害とある危害について両者の関連性を推定します。次に、その危害について、どのくらいの量の曝露^{*2}で、どのくらいの健康被害が生ずるのかを推定します。これと同時に、通常の日常生活等のなかで人が危害にどれくらい曝露されているのか把握し、最終的に、こうした結果を総合化し人に対してどの程度のリスクを及ぼすのか、その予測を行います。

リスク管理では、人の健康保護を最優先事項として位置付け、リスク評価の結果を踏まえて取るべき政策や措置の選択肢を用意し、関係者と協議しながら政策・措置を決定、実施します。また、緊急の場合には、暫定的な措置としてリスク評価の前に対応していく必要があります。

リスクコミュニケーションでは、リスク評価やリスク管理の過程で、行政等が積極的に情報を公開・提供して消費者や生産者をはじめとする関係者と意見交換を行うことにより、実施すべき政策等について合意形成を図っていく必要があります。

また、施策・措置の効果を検証し有効性を評価することや、危害に関する新たな科学的知見等に対応して再度リスク評価を行うことが、より適切な政策・措置の実施につながります。

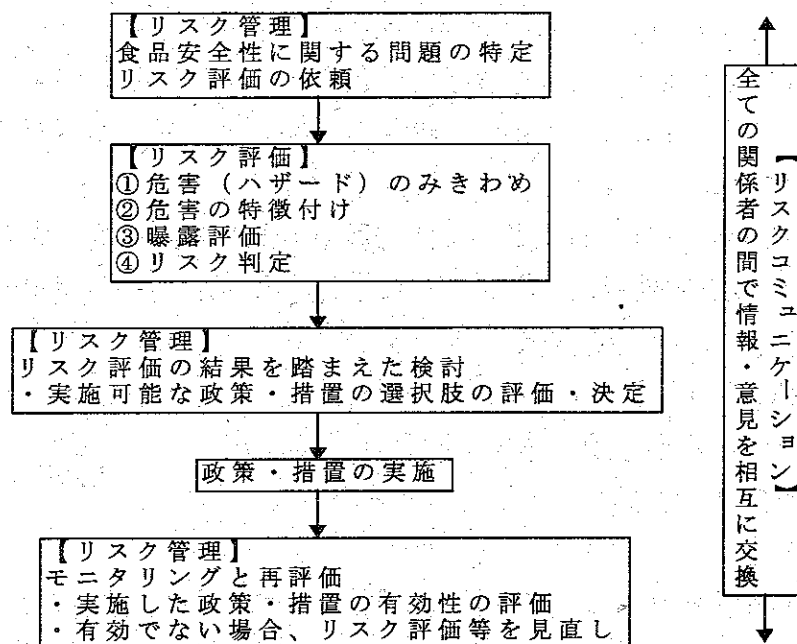
今後の食品安全行政は、このようなリスク分析手法を導入することにより、健康への悪影響を防止・抑制していくことが期待されるとともに、行政、事業者、消費者等の役割・分担関係を整理し、それぞれが相互の連携を図ることで、社会全体であらゆる角度から総合的に食品の安全性を確保していくことが可能となります。

【第I章第1節（P. 18）参照】

*1 人の健康に悪影響をもたらす可能性のある食品中の生物学的、科学的、物理学的な物質・物体またはその状態をいう。

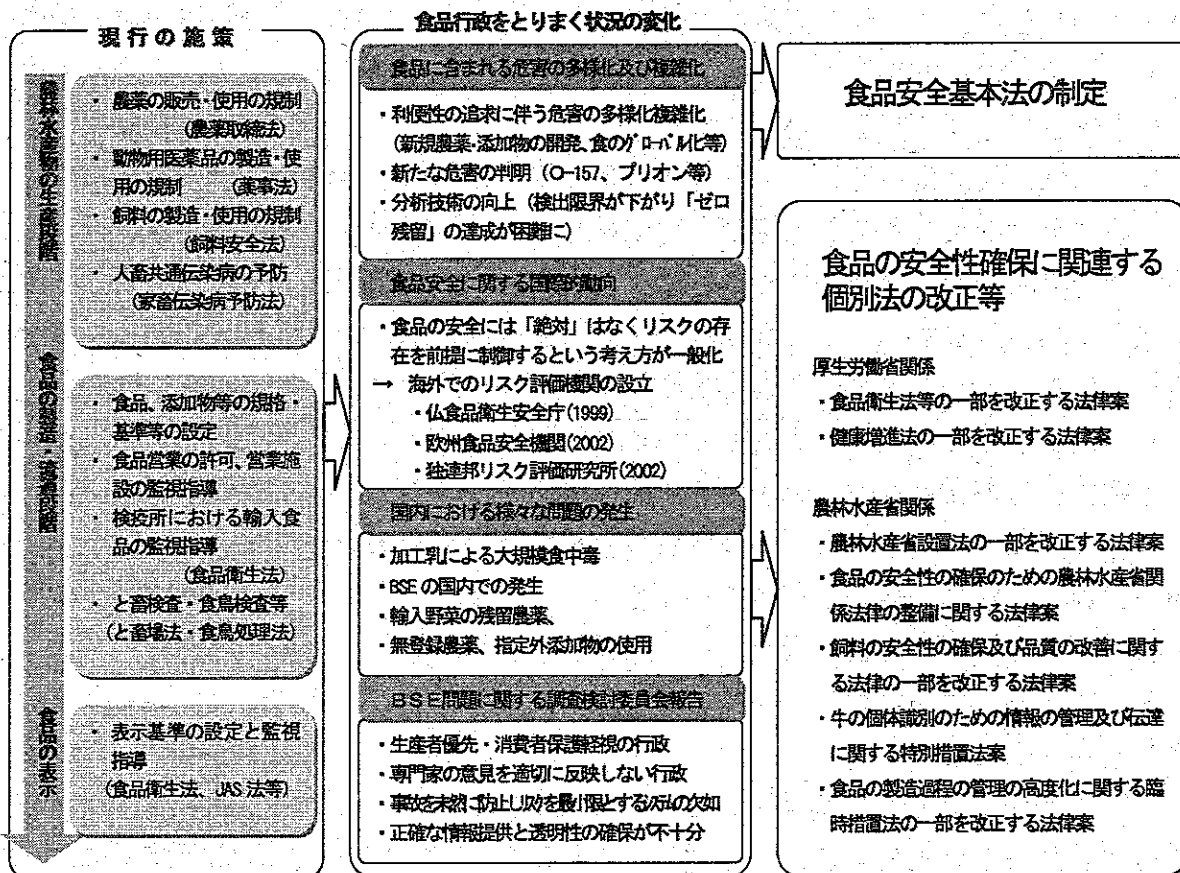
*2 化学物質等に生体がさらされること。

リスク分析の枠組み



資料：農林水産省作成

「食」の安全性の確保に向けた取組み



資料：内閣官房作成

○ デフレと食料消費等の関係

我が国の経済は、平成11年から4年連続で消費者物価が下落し、12年後半以降から景気後退局面に入り、企業は人件費を抑制するため賃金と雇用の両面において厳しい調整を実施しています。

このような経済情勢のなかで、物価の下落と現金収入の減少等は、食料品の購買行動に影響し、より低価格な食料品を求めるなどの行動が現れ、農産物の下落を招き、その結果、国内の農業生産に影響を与えています。

我が国では、11年から4年連続で消費者物価が下落しています。このような持続的に物価が下落している状況をデフレ状態といわれていることから、現在の我が国経済は、デフレ下にあるといえます。

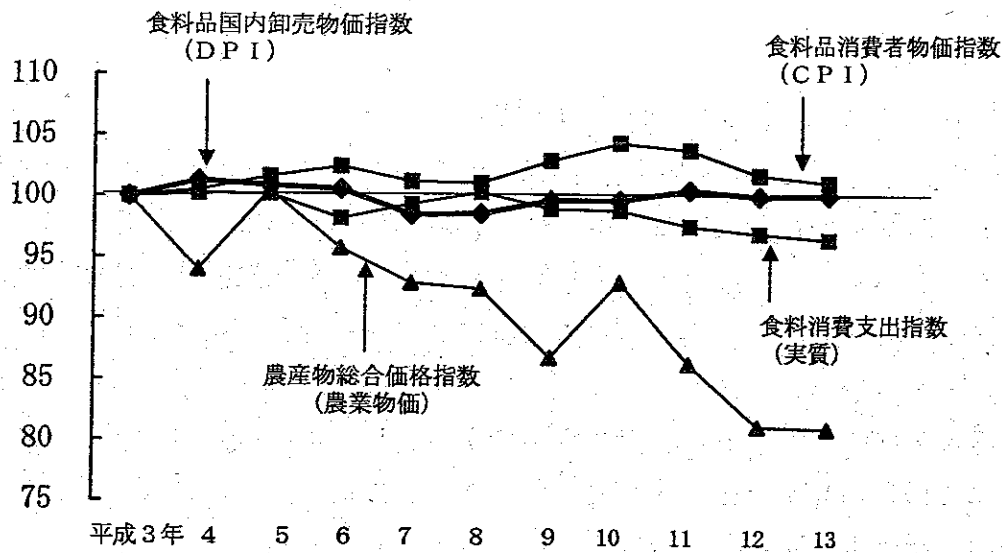
下落傾向にある消費者物価について、商品（財）、サービス（外食を含む）別にみると、近年の物価の下落は、サービスに比べ商品の方が大きいことがわかります。このようななかで、食料品の消費者物価指数は11年以降、下落していますが、国内卸売価格はほぼ横ばいで推移しています。一方、農家等の生産者段階における農産物販売価格は、5年以降下落傾向が続いており、特に10年から12年にかけて大幅に下落しています。さらに、食料品の消費者物価指数と農家等の農産物の販売価格指数の差は、近年、拡大傾向にあります。このように、食料品の消費者価格の下落は、農業生産に大きく影響を与えているといえます。

食料品は、同一食品であっても品質の違いや特売セール等により購入価格に幅があり、消費者は商品の品質と価格等を比較考慮した購買行動をとるのが一般的です。このような場合、商品の価格に幅があると、消費者はより低価格なものを選択・購入する傾向がみられます。この状況は、消費者物価指数と家計調査における購入価格を比較してみるとわかります。消費者物価指数は、各品目の代表的な価格について、その毎月の変動を捉えることを目的とし、継続的に同一の商品を調査していることから、特売等による販売価格や、低価格帯の商品購入の増加等といった実態が反映され難いため、食品については、実際に消費者が購入する価格である家計調査に比べて高い水準となるものが多い結果となっています。

「国民生活に関する世論調査」によれば、前年に比した生活の向上感は「向上している」、「同じようなもの」がそれぞれわずかに増加していること等、14年に入って明るい兆しもみられます。

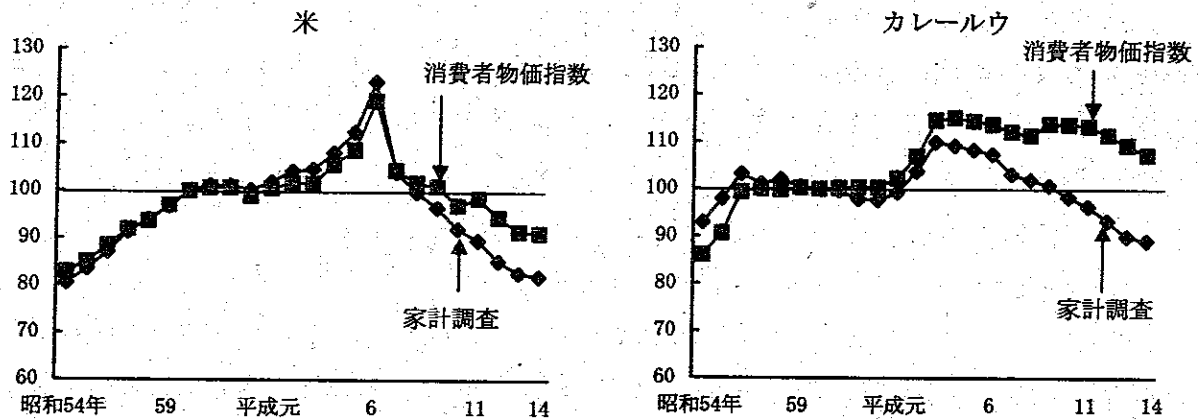
このようななかで、世帯員1人当たりの実質食料消費支出は、13年度まで5年連続の減少となっていたものの、14年に入って増加しており、今後も増加傾向が続いていくものか注視していく必要があります。 【第I章第2節（1）（P. 34）参照】

食料品価格等の推移について



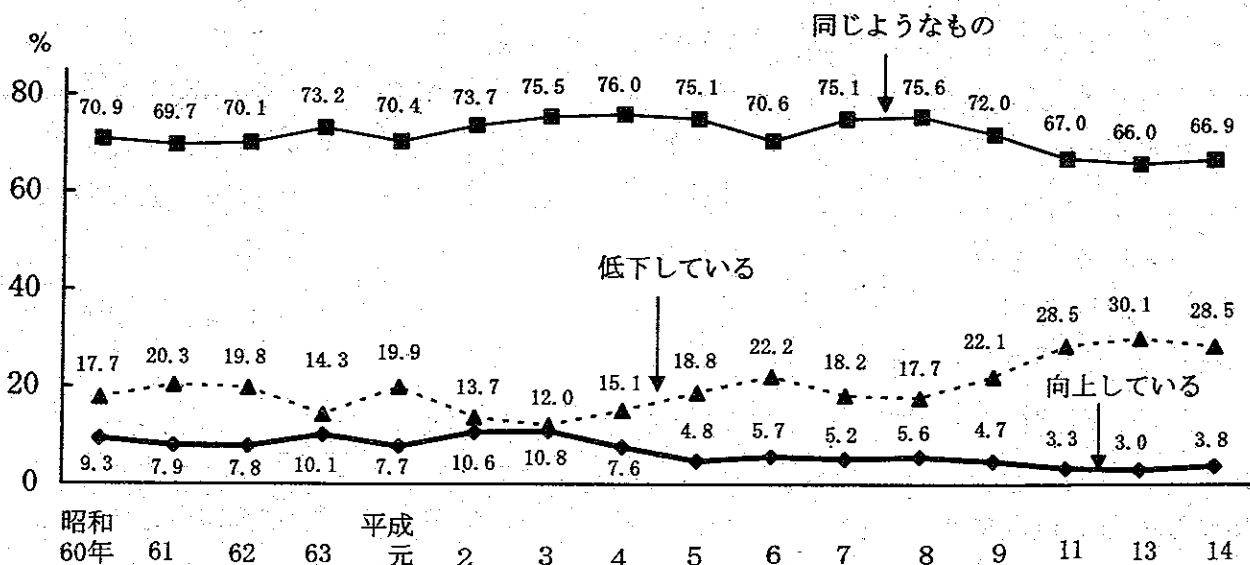
資料：農林水産省「農業物価指数」、総務省「消費者物価指数」、「家計調査」、日本銀行「物価指数」
 注：食料消費支出指数(実質)は、「消費者物価指数」、「家計調査」を基に農林水産省で作成。

消費者価格指数と購入価格



資料：総務省「消費者物価指数」、「家計調査」を基に農林水産省で作成

前年と比べた生活の向上感



資料：内閣府「国民生活に関する世論調査」

注：各年とも5月調査である。ただし、8年は7月、11年は12月、13年は9月、14年は6月調査である。

○ 米政策改革大綱～改革の理念と特徴～

近年、米の消費量の減少に拍車がかかり、価格低迷とあいまって稲作農家の収入が減少するとともに、30余年にわたり実施されてきた生産調整に対する限界感・不公平感が増大するなど、我が国の水田農業はまさに閉塞状況ともいえるべき事態に立ち至っています。

農林水産省では、このような状況を深刻に受け止め、水田農業の未来を切り拓くため、平成14年12月3日に「米政策改革大綱」を決定し、今後、この大綱を踏まえ、水田農業政策・米政策の大転換を図ることとしています。

農林水産省では、生産調整の今後のあり方等について幅広く検討するため、学識経験者、生産者団体、地方公共団体等から構成される「生産調整に関する研究会」を14年1月に設置しました。研究会では、議論の内容をすべて公開するなど透明性の確保に配慮しつつ、現地検討会を含め計46回の議論が行われ、同年11月29日に、「水田農業政策・米政策再構築の基本方向」が取りまとめられました。農林水産省はこの報告等を踏まえ、22年までに「米づくりのあるべき姿」の実現を目指した水田農業政策・米政策の大転換を内容とする「米政策改革大綱」を決定しました。

この米政策改革は、今までの米政策・水田農業政策の問題点を踏まえ、「メッセージが明瞭でわかりやすい政策」、「効率的で無駄のない政策」、そして「決定と運用の全てのプロセスについて透明性が確保された政策」をめざすことを基本理念としています。また、改革の内容については次の4つの特徴を有しています。まず1点目は、改革の道筋を明らかにするとともに、準備期間の設定や実行過程の検証を毎年度行うなど、「米づくりのあるべき姿」への円滑な移行（ソフトランディング）を図ることです。2点目は、生産構造、需給調整や流通制度などの課題ごとに改革すべき内容とその目標年次を明確化していることです。3点目は、改革の実行にあたって、農業者・農業者団体、流通業者の主体的判断に基づく創意工夫が活かされるような条件整備を図ることです。そして4点目は、需給調整、流通、構造政策・経営政策、生産対策における改革のどれか一つが欠けても十分なものとはならないことから、これらの政策全体をパッケージとして実施することです。このように特徴づけられる今回の改革の内容を10の要点として整理すると、右のようになります。

しかし、当然のことですが、これらの改革の効果は一朝一夕に現れるものではありません。米づくりのあるべき姿の実現のためには、農業者・農業者団体はもちろん、行政関係者、流通業者、消費者等の関係者が、この米政策改革大綱の趣旨を踏まえ、一丸となって取り組んでいくことがきわめて重要です。【第Ⅱ章第3節（1）（P.142）参照】

10の改革要点

改革目標の明確化

1 「米づくりの本来あるべき姿」を平成22年度までには実現

食生活の変化の中で、^{なかよく}外食、中食需要に
応えられておらず、需要量が減少



多様な需要に応じて、消費者が求める供給体制を構築

担い手の育成が遅れ、生産構造が脆弱



プロ経営者の成長・拡大を支援し、21世紀の食料安定供給体制を構築

2 平成20年度からは農業者・農業者団体が主役となる需給調整を国と連携して構築 (18年度に移行への条件整備等の状況を検証)

国が県・市町村を通じて減反面積を配分することによって農業者には強制感



自主的・主体的調整体制に転換し、農業経営者の創意工夫を活かす

当面の需給調整システムの改革

3 消費者ニーズ・市場動向を基にした調整方式への転換

減反面積を配分していることから、面積を達成しても実効性があがらず米が
余り、価格の低下が防げない
有機、直播などに取り組みにくい



生産数量を調整する方式により、実効性を確実に！
豊作による過剰米について短期融資の仕組みを活用し主
体的な販売環境整備を実施
消費者の安全志向・価格志向に応えた生産を促進

4 地域の発想で水田農業の構造改革を進める助成体系の構築

地域の特性に関わりなく、全国一律
ではらまきとの批判がある助成体系



地方分権の新たな発想の下に、地域自らが考えて行動する
構造改革の取組に応えられる助成の方式へ
消費者が求める多様な農産物を、プロ経営者が中心とな
って効率的に生産供給する産地づくりを推進

消費者と生産者が身近に感じられる流通制度の構築

5 流通規制の緩和

規制の多い多段階流通と価格形成の
あり方が、多様化する消費者ニーズに
応えられない状況



消費者ニーズに応えた産地指定や直結取引などの促進と
公正・中立な市場づくりによる複線・多様で安定的な供給
体制の確保

6 消費者の安全・安心と表示の信頼性の確保

消費者の食品表示に関する不信感の
増大



生産者名、生産地等を容易に確認できる手法や新たな精
米規格を導入し、消費者の表示に対する信頼を回復

7 危機管理体制の整備

計画流通米(流通量の7割弱)を掌握
することによる危機管理



米が足りない緊急時にも安定供給が図られる体制の整備

生産構造の改革

8 担い手の経営安定

価格の変動は、大規模な経営等担い
手の経営に大きな打撃



プロ経営者が安心して積極的に挑戦できるようにセーフ
ティネットを措置

9 担い手の育成

主業農家のシェア 水田の4割



平成22年にプロ経営者のシェア 水田の6割

水田の有効な利活用

10 多面的機能の発揮・自給率の向上

近年の米消費の減少傾向が続くと28
万haが不作付田



自然環境の保全などの多面的機能の発揮、自給率の向上
のために水田の利活用の推進

○ イネゲノムの解読

日本が中心となり国際協力が進められてきたイネゲノム（イネの全遺伝情報）の解読について、重要部分の解読が終了し、平成14年12月18日に小泉首相が世界へ向けて解読終了宣言を行いました。今後、収量や耐病性等を制御する有用遺伝子の解明や、それを活かした品種改良等の研究の活発化が予想されますが、日本は既に、代表的なイネの病気であるいもち病に耐性を発揮する遺伝子等を発見し、このうち、約40の有用遺伝子の特許化を図っています。また、有用遺伝子の解明研究の重要な鍵となる研究材料の作出・保有量も世界最高水準となっており、今後も植物生命科学研究の分野で世界をリードしていくことが期待されています。

日本は、イネゲノムの解読の基礎となる研究を世界に先駆けて10年以上前に着手しました。その後、我が国の研究成果が求心力となり、平成9年にはゲノム解読のための国際コンソーシアム^{*1}が結成され、日本、米国、中国、台湾、フランス、インド、韓国、タイ、英国、ブラジルの世界10か国・地域の国際協力のもとでゲノム解読が進められました。この国際コンソーシアムにおいては、我が国が議長を務め、その解読の55%を担当するなど、基礎研究分野で日本が主導的役割を担い世界に貢献したことは画期的な出来事です。

イネは我が国の基幹作物であるのみならず、世界の穀物生産量の3割を占めていますが、小麦やとうもろこし等の主要穀物のうち、ゲノムのサイズが最小であり、かつ、これらのゲノムとの類似性が高いことから、穀物ゲノム研究のモデル作物として解読が進められてきました。また、今回のゲノムの解読は、99.99%の精度で行われましたが、このような高い精度での解読は主要穀物で世界初となる快挙であり、小泉首相による解読終了宣言の際には、米国のブッシュ大統領やDNA二重らせん構造モデルの提唱者であるジム・ワトソン博士をはじめ、国内外から多数の祝辞が寄せられました。

イネゲノムの解読が終了したことにより、今後、イネや小麦、とうもろこし等について、乾燥地などの不良環境下でも安定栽培が可能な品種や病害虫に強い品種の開発等が加速すると見込まれており、世界の栄養不足人口が約8億人と推計されるなかで、食料問題の解決等に貢献するものと期待されています。また、植物の生理・生態をゲノムレベルで解明・改変することが可能となったことから、花粉症や高血圧等の治療・予防に役立つイネ品種、土壌中の汚染物質を除去する植物の開発に向けた研究等も開始されており、今後、環境・医療等幅広い分野での応用も期待されています。

^{*1} 国際イネゲノム塩基配列解析プロジェクト（IRGSP）。日本を中心として10か国・地域からなるイネゲノムの全塩基配列の解読に関する国際的研究共同体である。

イネゲノム解読終了宣言

＜小泉純一郎内閣総理大臣メッセージ＞

イネゲノム重要部分塩基配列解読終了宣言

本日、植物生命科学研究の分野で、国際的な協力による偉大な成果が得られたこととお知らせできることはたいへん喜ばしいことと思います。

イネゲノムの重要部分についての塩基配列の高精度解読が終了しました。2年前のヒトゲノムの解読に並ぶ画期的な成果です。

イネゲノム塩基配列の解読を進めた日本、米国、中国、台湾、フランス、インド、韓国、ブラジル、タイ、イギリスにより結成された国際コンソーシアムの皆さんの努力を称えたいと思います。また、自社の塩基配列解析データを国際コンソーシアムに寄贈した2つの企業にも敬意を表します。私は、日本がこの国際コンソーシアムのリーダーとして貢献できたことを誇りに思います。

今日の歴史的な成果は、植物機能の全貌を理解する長い道のりの第一歩にすぎません。高精度で、誰もが利用できるイネゲノム塩基配列情報は、世界の主要穀類の遺伝子機能の解明に、急速な進歩をもたらすことでしょう。近い将来、ゲノム研究が世界の食料・環境問題の解決に広く貢献することを確信しています。

日本は、これからも引き続き、植物生命科学の発展に積極的に貢献してゆく決意です。

平成14年12月18日

内閣総理大臣

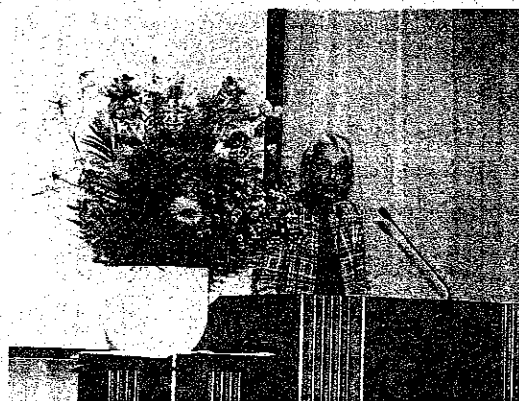
小泉純一郎

(記念式典パンフレットより転載)



本日、植物生命科学研究の分野で、国際的な協力による偉大な成果が得られたことを

ビデオメッセージにより
解読終了を宣言する小泉首相



米国ブッシュ大統領の祝辞を代読する
全米科学財団メアリー・クラッター博士

○ バイオマス・ニッポン総合戦略

バイオマス^{*1}とは家畜排せつ物、生ごみ等の廃棄物や稲わら、籾がら、間伐材等の未利用部分をはじめとする動植物が太陽エネルギーを利用して持続的に生み出す資源のことです。この資源の有効活用を目指し、政府は平成14年12月に「バイオマス・ニッポン^{*2}総合戦略」を閣議決定しました。この戦略によりバイオマスの利活用に関して達成すべき目標と具体的行動計画等がわかりやすく提示されたことで、国民各層の共通認識の醸成と地域の実情に即した創意工夫にあふれる取組みの展開が期待されます。

石油等化石資源の枯渇が予想されるなか、バイオマスの利活用を通じた持続的に発展可能な社会の早期実現が求められています。2002年8月に南アフリカのヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」においてもバイオマスを含めた再生可能エネルギーにかかる技術開発、産業化の推進等が合意されるなどバイオマスの総合的な利活用は国際的な合意事項となっています。

我が国でも農林水産資源を活用したバイオマス産業の重要性が認識され、農林水産業を環境保全やバイオマス生産の場として再活性させる施策を関係府省が一体となって推進することが決定されました。これを受けて関係府省の協力のもと策定されたのが「バイオマス・ニッポン総合戦略」です。

同戦略では、バイオマスに関係するすべての人々の共通理解の醸成に資するため、我が国の年間のバイオマス賦存量やバイオマスの利活用とその技術の展開方向を見通すとともに、2010年を目途とする目標^{*3}を設定しています。また、解決すべき課題がある主な事項について、その基本的な考え方と実施主体・時期を明示した具体的行動計画を示しており、このなかでは例えば、モデル地域等を対象とする施設整備や技術指導の総合的な実施等関係府省が連携した取組みや、構造改革特区の活用等規制改革の推進をあげています。

「バイオマス・ニッポン」の構築には、今後の国民生活が深く結びついていることから、その早期実現に向けたバイオマスの利活用に関する積極的な普及啓発を通じて、多くの国民の理解を得ながら同戦略に基づく様々な取組みが円滑に推進されていくことが必要です。

また、国民一人ひとりがバイオマスを有用な資源として捉え、生ごみの分別を徹底するなど具体的な行動をとるとともに、バイオマス由来の製品を購入するなど地域の様々な関係者と協力しながらバイオマスの積極的な利活用を推進することが望まれます。

【第Ⅲ章第2節（P. 179）参照】

*1 生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」である。

*2 バイオマスの総合的な利活用を通じて我が国で実現される、持続的に発展可能な社会のこと。

*3 この目標は、「バイオマス・ニッポン」の可能な限りの早期の実現に向け、関係者の取組みの促進とその実現の度合いを評価するための指標であり、その達成には関係者による課題の解決が必要である。

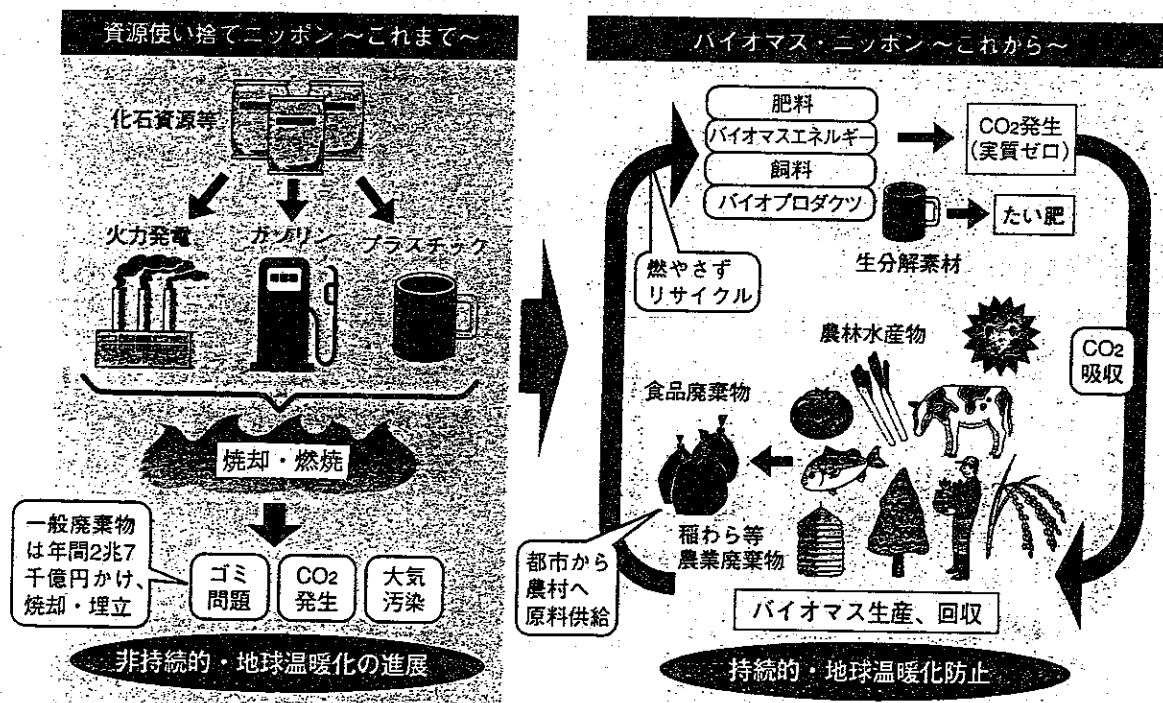
「バイオマス・ニッポン総合戦略」で示された我が国の年間の
バイオマス賦存量やバイオマスの利活用にかかる具体的な目標

年間のバイオマス賦存量		・エネルギーに換算すると、約 1,300 万 P J（原油換算で約 3,500 万 k l）に相当 ・炭素量に換算すると、3,300 万トン（我が国で生産されるプラスチックの全炭素量の約 3.3 倍）に相当
バイオマスの利活用にかかる具体的な目標	技術的観点	・含水率の低いバイオマスを直接燃焼及びガス化等エネルギーへ変換する技術において、バイオマスの日処理量 20 トン程度のプラントで電力として 20 %、あるいは熱として 80 % 程度の変換効率を実現 ・製品へ変換する技術において、バイオマス由来のプラスチックの原料価格を 200 円 / k g 程度に低減等
	地域的観点	廃棄物系バイオマスを 90 % 以上（炭素量換算、以下同じ）または未利用バイオマスを 40 % 以上利活用するシステムを有する市町村を 500 程度構築
	全国的観点	廃棄物系バイオマスを 80 % 以上、未利用バイオマスを 25 % 以上利活用

資料：農林水産省作成

- 注：1) 具体的な目標は、2010 年を目途とするとともに、バイオマス利活用の進捗状況や経済的、社会的事情の変更を踏まえ、適宜見直しを行うこととしている。
- 2) バイオマス賦存量は、廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス及び資源作物の賦存量の合計である。なお、資源作物とはエネルギーや製品材料とすることを主目的に栽培される植物で、とうもろこし、なたね等の農作物やヤナギ等の樹木が該当する。
- 3) エネルギー換算で使用している単位「PJ」（ペタジュール）とは、熱量を表す単位で、1 PJ は 10^{15} ジュール。さらに、1 ジュールは 0.239 カロリー（1 カロリーは、1 気圧のもとで純粋な水 1 グラムの温度を 1℃ 上げるのに必要な熱量）である。

「バイオマス・ニッポン総合戦略」が目指す循環型社会への転換



資料：農林水産省作成

注：一般廃棄物の処理費用は、全国の市区町村及び一般事務組合が12年度に要した経費の総額である（環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成12年度実績）」）。

○ 「水と食と農」大臣会議の開催

世界の利用可能な淡水資源の量は限られており、今後予想される世界の人口増加に対応した食料の増産を図るためには水資源の持続的な開発と適切な管理を行うことが不可欠になっています。このようななかで、15年3月16日から我が国で第3回世界水フォーラムが開催され、23日には閣僚級国際会議の場で「閣僚宣言」として取りまとめられました。この閣僚級国際会議に先行して、21日に農林水産省は「水と食と農」大臣会議をFAO（国連食糧農業機関）とともに開催しました。食料供給の確保等21世紀の水問題の解決に向けた世界的な取組みが期待されます。

地球上の水の大部分は海水が占め、河川水や湖沼水として人類が利用可能な淡水資源は地球上の水の0.01%以下（105千km³）といわれており、世界の水需要は人口の増加を大幅に上回るペースで伸びています。また、人口の増加等による水不足に限らず、干ばつ、洪水、水質の汚濁等水に関する様々な問題が発生しています。特に、世界の水利用の約70%（1995年）を占める農業用水は、一層効率的な利用による食料の増産と近代化による貧困の軽減等が求められています。また、過度の農業用水の取水による地下水の枯渇、塩類集積、砂漠化の進行等環境破壊を防止することが重要です。

「水と食と農」大臣会議において、このような水に関する問題の解決を目指し、①食料安全保障と貧困軽減の強化、②自然の回復力と均衡のとれた水利用の推進、③関係者間の相互理解・協力の強化といった分野の課題に対する取組について議論が行われました。閣僚級国際会議では、世界の水問題の解決に向けた各国の取組みをとりまとめ、これを契機として世界の各国は、水問題の解決に向けた具体的な行動を起こすことが期待されます。

【第I章第3節（1）（P. 58 ）参照】

写真 大臣等の会議状況

○ WTO農業モダリティ（交渉の大枠）

3月25～31日に開催されるWTO農業委員会特別会合における議論の結果を踏まえ検討。